

契 約 書

修習資金貸与金事務管理システムの改修（債権回収業務等改修）（以下「業務」という。）
に関し、発注者最高裁判所と受注者富士テレコム株式会社とは、次の条項及び別紙仕様書
により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 修習資金貸与金事務管理システムの改修（債権回収業務等改修）
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金2,138,400円
(うち消費税及び地方消費税額 金158,400円)

（成果物の納入期限及び場所）

第2条 成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由が
ある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承
継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面
による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督等）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行
わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（検査及び納入）

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しな
ければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内
に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞な
く成果物の納入を受けなければならない。

3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査
を行うことができるものとする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく
補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における

検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第4項又は第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 特定物又は不特定物にかかわらず、成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったときは、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 成果物の納入後その内容に瑕疵があることが発見された場合には、受注者は、発注者の指示により、発注者の定める期間内に瑕疵を補修し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。この場合における担保の期間は、第7条第2項、第4項又は第6項の規定に基づき納入を受けたときから1年とする。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は別紙仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは別紙仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならぬ。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」と

いう。) に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人

である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除せらるようしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に關し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に關し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成30年8月10日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦



受注者 東京都板橋区高島平5番2号

富士テレコム

代表取締役

小峯英夫



仕様書

第1 件名

修習資金貸与金事務管理システムの改修（債権回収業務等改修）

第2 修習資金貸与金事務管理システムの概要及び本調達の目的

1 システムの概要

修習資金貸与金事務管理システム（以下「本システム」という。）は、司法修習生のうち、修習資金の貸与を希望する者（以下「被貸与者」という。）に修習資金を貸与する制度が導入されたことにより構築されたセンタサーバWeb型システムであり、当該修習資金の貸与業務及び貸与終了後の債権管理業務を行っている。

本システムは、官庁会計システム（以下「ADAMS II」という。）汎用媒体インターフェイスに対応し、歳入及び歳出業務の依頼データを一括送信すること及び他の貸与管理事務等の効率化を図るとともに、誤入力等による過誤を防止することを目的としている。

なお、本システムの対象事務としては、次のとおりである。

- (1) 最高裁判所におけるADAMS IIを利用した歳出事務及び歳入事務
- (2) 被貸与者情報の管理事務

2 本調達の目的

平成30年7月から開始される債権回収業務に関して、現行の本システムではADAMS IIに対応していない箇所の改修等を行う。また、平成29年11月1日付け修習専念資金貸与要綱施行等に伴い、変更となった各種通知書等に対応するように改修を行う。

改修の項目としては、次のとおりである。

- (1) 貸与者情報の住所入力フォーム変更
- (2) 納入告知書送付先の追加
- (3) 各種帳票の様式変更

3 本システムの動作環境

本システムにおける現在の動作環境は次のとおりである。

(1) クライアント

ア オペレーションシステム

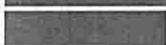


イ Web ブラウザ

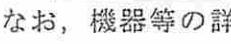


(2) サーバ

ア 製品名



イ



なお、機器等の詳細仕様は別紙1及び別紙2のとおりである。

4 本システムの設置場所

(1) サーバ機

最高裁判所データセンタ(具体的な所在地については、契約後受注者に通知する。)

(2) クライアント

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

5 用語の説明

(1) 官庁会計システム (ADAMS II)

会計事務をオンラインで処理することによりその効率化等を図るとともに、関係情報の迅速な把握により適切な財政運営に資することを目的とした府省共通システム。

(2) データセンタ

本システムのサーバ群とネットワーク機器の集合体及びそれらを設置した領域
(最高裁判所から20km圏内)

第3 本調達の範囲

第6の作業内容のとおり

第4 作業期間

契約締結日から平成30年10月31日(水)まで

第5 成果物等

1 成果物

- | | |
|--|-----------|
| (1) ソフトウェア要件定義書 | 1部 (紙媒体) |
| (2) ソフトウェア方式及び詳細設計書 | 各1部 (紙媒体) |
| (3) ソフトウェア単体テスト結果報告書 | 1部 (紙媒体) |
| (4) ソフトウェア結合テスト計画書 | 1部 (紙媒体) |
| (5) ソフトウェア結合テスト結果報告書 | 1部 (紙媒体) |
| (6) 受入テスト結果報告書 | 1部 (紙媒体) |
| (7) 操作マニュアル | 1部 (紙媒体) |
| (8) 環境定義書 | 1部 (紙媒体) |
| (9) (1)から(8)までの内容を記録したCD-RまたはDVD-R 1式 | |
| (10) ソフトウェア一式(ソースコード及び稼働モジュールを含む)CD-RまたはDVD-R 1式 | |

2 提出物

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) 作業体制表及び作業計画書 | 1部 (紙媒体) |
| (2) 定例会議事録 | 1部 (紙媒体) |
| (3) 作業等完了報告書 | 1部 (紙媒体) |
| (4) (1)から(3)までの内容を記録したCD-RまたはDVD-R 1式 | |

3 書式等

(1) 使用言語

日本語

(2) 用語の定義

共通フレーム2013に従うこととし、成果物等中に共通フレーム2013に定義されていない用語を用いるときには、用語の定義を明記すること。成果物等の作成に当

たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど平易な記載とすること。

(3) 書式等

ア 書面によるものについて

用紙の規格は、日本工業規格(JIS P0138) A列4番を原則とする。ただし、図表については、必要に応じてA列3番を用いることができる。

また、用紙の向きは縦置き、文字の記載は横書き、用紙の綴じ方は左綴じ、1列の文字数は40文字以内、1頁の行数は35行以内、文字のポイント数は11ポイント以上とする。ただし、図表等を用いる場合や見やすさの観点から必要な場合には、この限りではない。

なお、各書面は2穴パンチによる縫てつとするため、左余白3センチメートルを空けること。

イ 電磁的記録媒体によるものについて

電子記録媒体の記録方式は、[REDACTED]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

- (ア) [REDACTED]
- (イ) [REDACTED]
- (ウ) [REDACTED]
- (エ) [REDACTED]

なお、書面及び図表等の電子データのファイル名は、簡潔で一義的に理解できる体系的なものとし、上記(ア)から(エ)までの形式によるファイルのほか、PDFファイル化できるものについては、同ファイルも添付すること。

4 成果物及び提出物の提出期限

- (1) 本契約日から7開庁日以内(2の(1))
- (2) 定例会議の5開庁日後まで(2の(2))
- (3) 平成30年10月31日(水)(2の(1)及び(2)を除く。)

受注者は、成果物及び提出物につき、最高裁判所が適切な時期に内容の確認ができるようするため、提出期限までに十分な検査期間が確保できるように考慮すること。

5 成果物及び提出物の提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

6 検査の完了

最高裁判所が成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知をした日をもって検査の完了とする。

第6 作業内容

1 作業体制表及び作業計画書

本件作業を遂行するために必要な作業体制表及び作業計画書を作成し、本契約日から7開庁日以内に最高裁判所へ提出し、承認を受けること。この作業計画書は、作業内容の各項目と関連付けたスケジュールとし、最高裁判所の承認を受けたものでなければならない。

2 改修作業

(1)

[REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

(2)

[REDACTED]

(3)

[REDACTED]

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]

3 ソフトウェア要件定義

受注者は、2の改修内容を実現するため、ソフトウェア要件定義を実施し、ソフトウェア要件定義書を作成すること。作成したソフトウェア要件定義書について最高裁判所とレビューを行い、承認を受けること。

4 ソフトウェア方式及び詳細設計

3のソフトウェア要件定義に基づきソフトウェア方式及び詳細設計書を作成すること。作成したソフトウェア方式及び詳細設計書について最高裁判所とレビューを行い、承認を受けること。

5 ソフトウェア構築

4のソフトウェア方式及び詳細設計に基づきソフトウェアコードを作成すること。作成したソフトウェアコードについて、テストを実施し、単体テスト結果報告書を作成すること。作成した単体テスト結果報告書について、最高裁判所とレビューを行い、承認を受けること。

なお、テストデータは受注者が準備し、本システムのデータ参照、データ登録時の動作、表示等の全機能についてテストを行うこととする。

6 ソフトウェア結合テスト計画書作成

5で改修・作成された機能のソフトウェア結合テスト計画書を作成し、最高裁判所とレビューを行い、承認を受けること。

7 ソフトウェア結合テスト

6で作成したソフトウェア結合テスト計画書に基づきソフトウェア結合テストを実施し、ソフトウェア結合テスト結果報告書を作成すること。作成したソフトウェア結合テスト結果報告書について、最高裁判所とレビューを行い、承認を受けること。

なお、テストデータは受注者が準備し、本システムのデータ参照、データ登録時の動作、表示等の全機能についてテストを行うこととする。

8 受入テスト

納入された本システムについて、最高裁判所が受入テストを実施するので、受注者は、受入テスト用の環境及びテストデータの準備を行い、最高裁判所が行う受入テストの実施について支援すること。

受入テスト完了後、最高裁判所と本番環境への導入日時を調整した上で改修したシステムの運用を開始できることとする。

なお、テストデータは本システムのデータ参照、データ登録時の動作、表示等の全機能についてテストを行えるものであること及び本テストにおいて本番環境に影響を与えないようにすること。

受入テストの結果、要求仕様を満たさない事項が判明した場合は、該当箇所を修正し、本システムに反映させること。また、受入テストの結果に対する対応を記載した受入テスト結果報告書を作成し、最高裁判所に提出すること。最高裁判所が行う受入テストでは、利用部署での運用を前提に、最高裁判所において、実例に沿った処理ができるか確認を行う。

9 操作マニュアルの改訂等

(1) 操作マニュアルの改訂

本件改修に伴い、改訂となる操作マニュアルについてその差分が分かるように修正のうえ最高裁判所に提出し、その承認を受けること。承認後、その内容を本システムの操作マニュアルに溶け込ませること。

(2) 環境定義書の修正

本件改修に伴い、変更となる環境定義について、既存の環境定義書の修正を行うこと。

変更する環境定義書について、最高裁判所とレビューを行い、承認を受けること。

10 進捗管理

受注者は、あらかじめ作業日程を最高裁判所に示した上、経過及び進捗状況報告を適宜行うこと。また、最高裁判所から作業や報告書等に関する質問を受けた場合には、隨時、書面や口頭による回答をすること。

11 定例会議

本作業の各作業に関する打ち合わせ、ドキュメントのレビュー又は進捗報告のために、本作業期間中、最高裁判所と定例会議を行うこと。また、第1回定例会議の開催は最高裁判所が指定を行い、以後の開催期日は作業の進捗に合わせ、最高裁判所と受

注者の協議により決定する。

なお、定例会議の開催場所は、最高裁判所内とし、毎回の定例会議の議事録を、遅くとも定例会の5開庁日後までに作成し、最高裁判所に提出すること。

第7 業務の再委託

- 1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において委託が必要であると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により最高裁判所に申請し、承諾を得ること。
- 2 委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。

この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第8 知的財産権

- 1 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。
- 2 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第9 機密保持

- 1 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- 2 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。
 - (1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
 - (2) 最高裁判所が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招來するおそれがある一切の事項
- 3 受注者の故意又は過失によって、2の(1)又は(2)の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。

- 4 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- 5 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。
- 6 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、作業用に保持している全ての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

第10 情報セキュリティに関する事項

- 1 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- 2 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる体制を構築すること。
- 3 受注者は、最高裁判所データセンタのサーバ室に立ち入る必要がある場合には、事前に立入日時及び入室者の氏名を届け出て、最高裁判所の承諾を得ること。
- 4 受注者は、提出する提出物等の記録媒体に対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。
- 5 受注者は、成果物等が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物等の情報セキュリティの確保に留意すること。

第11 琛疵担保責任

- 1 受注者は、成果物の納入後1年以内に瑕疵が発見された場合には、最高裁判所の指示に従い、受注者の責任と負担において、遅滞なく瑕疵を修補し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償すること。
- 2 1の作業により関連する成果物等に変更の必要が発生した場合は、受注者は、受注者の責任と負担において、遅滞なく改訂版を納入等すること。

第12 受注者の条件

- 1 品質管理能力
 - 1 受注者は、品質マネジメントシステムに関するISO9001, CMM/CMMIレベル3以上若しくはそれらに相当する品質管理手法を確立し、いずれかの認証を受けているか、又はそれらと同等の品質保証体系の確立を最高裁判所に対し、書面をもって疎明できること。
受注者において部署ごとにこれらの認証を受けている場合には、本作業の担当部署について認証を受けているか、又はそれらと同等の品質保証体系の確立を最高裁判所に対し、書面をもって疎明できること。
なお、疎明の方法は、資格等の申請の際に必要となる項目を表示し、その各項目に対応する施策や整備文書等を一覧表にして対応関係を明示すること。
- 2 情報セキュリティ

受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する審査機関が認証する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（JISQ27001）若しくはISO/IEC27001の認証を受けているか、又はそれらと同等の情報セキュリティ管理体系の確立を最高裁判所に対し、書面をもって説明できること。

受注者において部署ごとにこれらの認証を受けている場合には、本作業の担当部署について認証を受けているか、又はそれらと同等の情報セキュリティ管理体系の確立を最高裁判所に対し、書面をもって説明できること。

なお、説明の方法は、資格等の申請の際に必要となる項目を表示し、その各項目に応する施策や整備文書等を一覧表にして対応関係を明示すること。

3 プロジェクトマネージャ

- (1) 主要メンバー（管理クラスのメンバー）を統括してプロジェクトを推進するプロジェクトマネージャは、5年以上のプロジェクト管理経験を有するとともに、本システムと同等の規模のシステムの開発・導入をプロジェクトマネージャとして一貫して実施した経験があること。
- (2) プロジェクトマネージャは、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験又はプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）試験の合格者であること。または同レベルの経験とノウハウを有すること。

4 要員確保

- (1) 受注者は、本作業の履行が確実に行われるよう、契約の全期間にわたって、必要となるスキル及び経験を有した受注者側の要員を確保すること。

なお、最高裁判所と直接対応する者及びドキュメントを含めた成果物等の最終確認をする者については、裁判所担当者との間において、十分かつ円滑なコミュニケーションや意思の疎通を行うことができる能力及び文書作成能力を有する要員を確保すること。

おって、本作業実施中において、最高裁判所が受注者の技術力、知識、体制に加え、要員について、上記のコミュニケーション能力、文書作成能力等が不十分であると判断した場合には、受注者は最高裁判所と協議の上、受注者側の負担と責任を要員の変更等の必要な対応をすること。

- (2) 受注者は、本作業を実施するに当たり、受注者の作業管理体制等について、あらかじめ最高裁判所に届け出て、その承認を受けること。本業務期間中に担当者の変更がある場合も同様とする。

5 調達制限

受注者は、現に又は過去2年間に裁判所のCIO補佐官業務を受託していないこと。

第13 その他

- 1 本作業に必要な作業環境、テスト環境又は機材等については、受注者の負担と責任において確保すること。ただし、本作業の性質上当然に最高裁判所側が提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合はこの限りではない。

なお、本契約に基づく作業のために最高裁判所から受注者に貸与することを予定

しているものは、本システムのプログラム及びプログラムソースが収納されているCD-R、ソフトウェア方式設計書及びソフトウェア詳細設計書（いずれも開発時及びこれまでに行った改修時のもので、閲覧に供しているものと同じもの。）であり、作業環境を構築するためのマニュアルはない。

2 受注者は、作業のため、本システムにアクセスする必要がある場合、事前にその目的、作業予定、作業に要する時間等最高裁判所の指定する事項を明らかにした書面を提出し、最高裁判所の承認を受けること。また、作業の実施に当たっても、最高裁判所の指示に従い、綿密かつ円滑に行うこと。

なお、データの新規登録、更新、削除等、本システム内のデータ及びプログラムの改変を伴うことを目的としたアクセスは許可しない。

3 受注者は、本件作業において、最高裁判所において稼働中の既存システム（本システムを含む。）の運用及びクライアント機器等に支障を来さないようにすること。万一障害等が発生した場合は、受注者の責任において復旧すること。また、作業工程に影響を及ぼす等の重大な障害が生じた場合には、最高裁判所に報告し、協議の上、その指示に従い作業を進めること。

4 本件作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費及びその他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途最高裁判所に対し請求しないものとする。

5 本作業に関連して、受注者が必要とする作業場所等は、本調達の性質上当然に最高裁判所が提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。この場合の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途、最高裁判所に対し、費用を請求しないものとする。

6 本システムの開発環境（開発ハードウェア、開発ツールなどのソフトウェア等）は、受注者の負担と責任において確保すること。

7 受注者は、本作業に関連して、最高裁判所が質問に対する回答又は資料の提出等を求めた場合は、適切に応じること。

8 受注者は、本作業終了時に、本作業の作業項目及び作業工程ごとの工数を示した作業完了報告書を提出すること。

9 受注者は、本作業等に関して問題が発生した場合には、その経緯、原因及び解決策等を最高裁判所に書面で報告すること。

10 受注者は、仕様に関して、解決困難な問題が発生した場合には、隨時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する第三者からの照会に応じ、隨時、原因の切り分け及びその解決に協力すること。

11 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決定するものとする。

別紙1

1 ハードウェア

機器等	メーカー	品目	規格／型番	数量
サーバ				
サーバ (数量: 1式)				
周辺装置 (数量: 1式)				

別紙2

2 ソフトウェア

ソフトウェア等	メーカー	品目	規格／型番	数量
サーバ		サーバ (数量：1式)		
その他		ツール		

